

茨城労働局発表
令和5年11月1日(水)

【照会先】
茨城労働局労働基準部賃金室
室長 川野 義光
室長補佐 中島 孝紀
(直通電話) 029 (224) 6216

令和5年度茨城県特定(産業別)最低賃金の改正答申について

茨城地方最低賃金審議会(会長 清山 玲)は、本年9月11日に茨城労働局長(澤口 浩司)から諮問を受け、「鉄鋼業」を含む3つの業種に適用される特定(産業別)最低賃金の改正について、それぞれ専門部会を設け調査審議を重ねてきましたが、10月31日までに別表のとおり時間額(時給)を引き上げる答申を茨城労働局長に対し行いました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを行い、改正後の特定(産業別)最低賃金は、3つの業種とも本年12月31日(日)から効力が発生する予定です。

(別表)

茨城県特定（産業別）最低賃金の答申額等

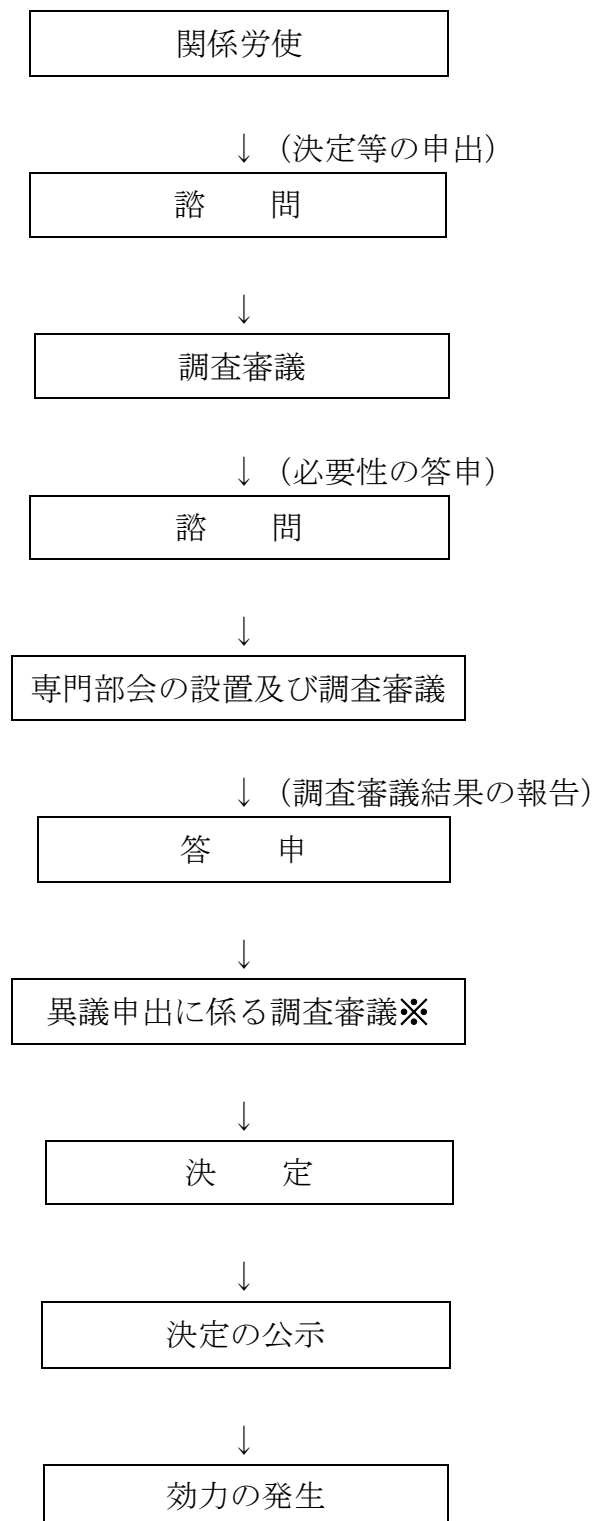
茨城労働局

件名	答申日	時間額 (引上げ額)	効力発生 予定日
鉄鋼業	10月31日	1,046円 (42円)	令和5年 12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	10月24日	1,005円 (41円)	
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 理化学機械器具、医療用機械器具・ 医療用品、光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具、 時計・同部分品製造業 (電気・精密機械器具等製造業)	10月27日	1,002円 (41円)	

※各種商品小売業の特定最低賃金については、令和5年度は改正が行われません。そのため、令和5年10月1日から茨城県最低賃金(時間額953円)が適用されています。

<参考>

特定（産業別）最低賃金の改正手続の流れ



※関係労使から異議申出があった場合に開催される